

合併協議 新たな枠組みで

市町村合併について、住民説明会を開催します

釧路地域6市町村合併協議会が、3月末に廃止され、その後、合併の取り組みを継続するとして市町村により、新たな合併の枠組みが検討されてきました。

合併に関する国の支援策を受けることができる期限までに、合併協議を終えるためには、早急に協議会を設置する必要があります。

こうしたことから、関係市町村の協議の結果、5月末をめどに、それぞれの協議会参加についての方針を確認し、協議会設置に関する議案を6月に行われる各議会へ提案する予定です。

このたび、新しい枠組みでの協議会をつくっていくことに先立ち、説明会を開催し、これまでの経過や合併協議に対する考え方、進め方などを、市長からお話しさせていただき、皆さまのご意見を伺いたいと考えておりますので、ぜひご参加ください。

申込 不要

問合せ先 市役所企画課企画担当

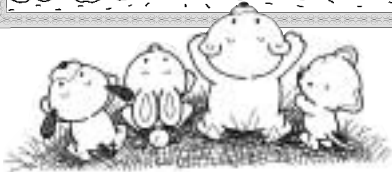
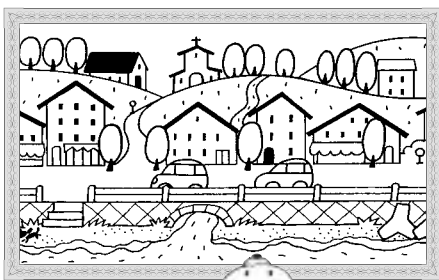
(☎31 4502) <http://www.city.kushiro.hokkaido.jp/kikaku/gap>

(ペイ)

住民説明会の日程

日	時	開催場所
6月10日	午後6時30分～	コアかがやき (愛国191-5511)
6月12日	午後3時30分～	コア鳥取 (鳥取北8-3-10)
6月13日	午後1時30分～	コア大空 (益浦1-20-20)
6月14日	午後6時30分～	交流プラザさいわい (幸町9-1)

所要時間は各会場ともに1時間30分程度を予定しています。



情報公開と個人情報保護制度

釧路市では、より開かれた市政の実現のため、市民の皆さまの求めに応じ、市の公文書を原則公開することを義務付けた「釧路市情報公開条例」や、市が保有する個人の情報を適正に取り扱い、自己情報の開示などの求めに対して原則的に応じることを義務付けた「釧路市個人情報保護条例」を制定しています。

平成15年度の情報公開請求は54件、自己情報開示請求は54件でした。

問合せ先 市役所広報広聴課 (☎31 4504)

市政情報コーナーをご利用ください

市役所1階の市政情報コーナーでは情報公開請求の受け付けのほか、市政資料や各種行政資料を取りそろえ、情報の提供を行っています。

問合せ先 市役所広報広聴課 (☎31 4504)

市長の資産等を公開します

「釧路市長の資産等の公開に関する条例」に基づき、関係書類を公開します。

閲覧できる書類 資産等補充報告書、所得等報告書、関連会社等報告書

閲覧日時 6月30日(水) 午前8時50分～午後5時20分 (土・日・祝日を除く)

閲覧場所 市政情報コーナー

問合せ先 市役所秘書課 (☎31 4501)

市長へのポストをご利用ください

市長へのポストは市内16カ所に設置しています。ぜひ皆さまの声を聞かせてください。氏名・連絡先があれば回答します。

平成15年度は190件のご意見をいただきました。

【ご意見の多かった項目】
職員について(職員の対応など) / 施設について(分煙対策など) / 道路整備について(除雪や清掃など) / ごみについて(ごみの投げ捨てや広域ごみ処理施設など) / 北大通の活性化について

市長へのポスト設置場所
市役所、鳥取支所、大染毛支所、桜ヶ岡支所、春探支所、図書館、総合福祉センター、交流プラザさいわい、博物館、市民文化会館、マリン・トポス1階、コア鳥取、コア大空、コアかがやき、まなぼつと幣舞、プラザよねまち

問合せ先 市役所広報広聴課 (☎31 4504)

特設人権相談

日時 6月1日(火)午後1時～7時
会場 まなぼつと幣舞7階

日時 6月11日(金)
午後1時～3時30分

会場 市役所1階ギヤラリー
女性のためのなんでも相談所

日時 6月30日(水)午後1時～7時
会場 まなぼつと幣舞7階

問合せ先 釧路地方法務局人権擁護課 (☎31 5014)